

所得申告を忘れずに！**【問合先】 税務課 ☎ 24 - 1 1 1 1**

※内線番号は各項目の問合先をご確認ください。

平成28年度（平成27年分）の所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

■市県民税の申告対象者

宇和島市内に住み、平成27年中に次のような所得があった人

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人

▷勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人

▷2ヵ所以上から給与を受けた人

▷医療費控除などを受けようとする人

▷平成27年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出の人 など

■国民健康保険の被保険者

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納税義務者（世帯主）は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

【ご注意ください】

期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できません。必ず期間内に申告してください。

■市県民税の申告相談**【と き】** 2月16日(火)～3月15日(火)

午前9時～11時30分

午後1時～4時30分（土・日曜は除く）

地 区	と き	と ころ
宇和島地区	郵送した案内書に記載された指定日	市 役 所 602会議室
吉田・三間 地 区	広報うわじま2月号 折り込みチラシに記載された指定日	吉田支所 税務係 三間支所 会議室
津 島 地 区	自治会で回覧したチラシに掲載された指定日	津 島 支 所 別 館 2 階

※吉田・三間・津島地区で、案内書が郵送された人は、記載された指定日にお越しください。

※申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。

※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

【持参物】

▷収入金額が証明できる帳簿や書類

▷収入を得るための必要経費が証明できる書類

▷諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書

▷給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票

▷印かん（スタンプ式は不可）

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

■お知らせ

税務課と吉田・三間・津島支所税務係では、2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談および所得税の確定申告の受付を行います。

所得税の確定申告期間中は、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前金額集計や自

書による書類の作成をお願いしています。

また、市の各申告会場に、収支内訳書や確定申告書作成のための国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用できる端末を設置しますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【各問合先】 市民税係 ☎ 内線 2 5 1 6 ・ 2 5 2 0 または各支所税務係

租税についての正しい知識や理解を深めるために、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、宇和島市長賞を受賞した出渕 愛実 さん（宇和島南中等教育学校3年）、宇和島地区租税教育推進協議会長賞を受賞した児玉 美優 さん（吉田中学校3年）の作文を掲載します。3月号は児玉さんの作文を掲載します。

「被災地復興の支え」

2011年3月11日。私の住む愛媛から遠く離れた東北で大規模な地震が起こりました。最大震度7という大きな揺れと、その後の巨大津波は、人々から多くのものを奪っていきました。内閣府の推計によると被害総額は約16兆9千億円。膨大な被害金額をどのように補うのか…。

今回、税の作文を書くにあたって、税金について調べの中で、復興税という税金の存在を知りました。復興税の正式名称は、復興特別税といいます。東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づいて、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するために、課されることとなった日本の税金のことです。

東日本大震災によって奪われたものはあまりにも多く、人々の心にも大きな傷を残していきました。建物や食糧、そして大切な人の命までも奪われた人々のために、被災地復興の一助となる寄付も各地で行われました。

そんななか、平成25年に施行された復興特別税により所得のある人全員から所得税に上乗せする形で復興支援金として集められることになりました。これにより、一部の人だけではなく、たくさんの人達で被災地を支援する形ができました。一人一人の力は小さくてもたくさんの人達の力が合わされば、とても大きな力となります。

宇和島南中等教育学校3年 出渕 愛実

この税金は、地震や津波によって壊された道路や防波堤の再建などに使われます。この税金によって、被災地の人々の生活が支えられていると言ってもいいほど、この税金が大切な存在になればいいと思います。

しかし今、復興税が間違った使い方をされているというニュースを見たことがあり、とても残念に思いました。国民の被災地に対する想いをしっかり届けてほしいと思いました。これから先、きちんと正しい使い方をすれば、被災地の人々にとって必ず大きな支えになると私は信じています。

今回、復興税について調べるなかで、他にもたくさんの税金があることに驚きました。私にとって一番身近な消費税に、所得税、住民税などは、存在は知っていても、どのように使われているのかなどは、知りませんでした。復興税という税金は、存在すら知りませんでした。今まで、税金に対してあまり興味はなかったのですが、復興税のように人を助けることのできる税金があることを知り、もっと税金について知りたい、と思うようになりました。私も、これから大人になるにつれて、税金と関わることが多くなると思います。その為、もっと税について知識を深めたいと思いました。そして、被災地が一刻も早く復興することを願っています。

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511
(自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください)

■お早めに春の確定申告

申告は正しく、お早めに。納税は、振替納税のご利用をお勧めします。

申告と納税の期限	
所得税及び復興特別所得税	3月15日(火)まで
贈与税	
消費税及び地方消費税	3月31日(木)まで

■年金所得者の確定申告不要制度について

次の①に該当し、かつ②に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。※住民税の申告は必要です。

- ①公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、その公的年金などの全部が源泉徴収の対象
 - ②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下
- ※還付を受ける人は確定申告が必要です。

■インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。

所得税の確定申告書作成コーナーに、給与所得者または公的年金所得者へ向けて、初めてでも操作しやすい作成画面を新設しましたのでご利用ください。

【便利な e-Tax】※事前準備が必要です。

- ①自宅などからネットで申告
 - ②添付書類の提出を省略
 - ③還付がスピーディー
 - ④申告期間中なら24時間いつでも利用可能
- e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

確定申告書を提出される全ての人（還付申告の人も含む）は、「復興特別所得税」欄の記載が必要になります。